

令和3年7月21日

石川県鮎商生活衛生同業組合 御中

石川県企画振興部企画課
石川県商工労働部経営支援課

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる営業時間短縮要請について

日頃、本県行政の推進について、ご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいて、下記のとおり、飲食店への営業時間短縮要請を実施することといたしました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、要請を行うものであり、その趣旨に鑑み、貴組合員の皆様への周知に関して、特段のご協力及びご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、午後9時から翌午前5時までの休業に全期間協力いただける店舗に対し、協力金を支給することとしておりますので、営業時間の短縮につき、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

(要請内容)

- | | |
|-----------|--|
| (1) 期 間 | 令和3年7月26日(月)～8月15日(日) |
| (2) 区 域 | 金沢市内 |
| (3) 対 象 | 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店
(カラオケ店、バー等含む。) |
| (4) 要請内容 | 午後9時までの時短営業(営業開始は午前5時以降)
酒類の提供は午後8時まで |
| (5) 協 力 金 | 全期間実施を前提に、1店舗あたり
中小企業 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4
(上限20万円。中小企業も選択可) |

(協力金や融資等、お問い合わせ先)

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター(開設中)

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 開設時間 | 9:00～18:00(土日祝日含む毎日) |
| (2) 連絡先 | 076(225)1920 |